平成２９年（フ）第６８１号
神奈川県茅ヶ崎市高田４丁目24番32―102号
債務者　菅野　　栄
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６８２号
神奈川県茅ヶ崎市高田４丁目24番32―102号
債務者　菅野　梨乃
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６６５号
横浜市緑区いぶき野51番地32
債務者　菊地　知見
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月14日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５７５号
大阪市北区大淀南１丁目１番18―703号
債務者　旬彩和楽きょうたこと　橋田　仁志
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２１３号
大阪市中央区瓦屋町１丁目11番６―1003号
債務者　竹原　泰史
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２５３号
大阪市中央区上町１丁目28番60―904号
債務者　大原　立幹
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２９１号
大阪府高槻市庄所町７番１―205号
債務者　西　　陽子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月20日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１１号
栃木県下都賀郡壬生町あけぼの町13番20号
プリンスハイツⅠ　103
債務者　田村　和男
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第６８号
静岡県浜松市中区高丘北４丁目２番25号　ビラコヤマ106号室
債務者　宮崎　哲也
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
静岡県浜松市中区高丘北４丁目２番25号　ビラコヤマ106号室
債務者　宮崎由利子
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月９日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
栃木県小山市城山町２丁目10番17号　ポレスターステーションシティ城山602号
債務者　石黒　真理
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１３号
栃木県小山市大字小薬240番地２
債務者　小野　剛志
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２４号
栃木県宇都宮市陽南２丁目12番27号　ハイツ陽南Ｂ202、前住所栃木県宇都宮市泉が丘６丁目５番８号　ドエル泉パートⅡ201号
債務者　涌井　直行
1　決定年月日時　平成29年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年５月26日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第７４号
岡山市北区清輝橋３丁目４番27号大日ビル301、旧住所岡山県赤磐市千躰198番地３フレグランス熊山103
債務者　小多　行夫
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月15日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０８号
岡山県倉敷市下津井４丁目７番23号
債務者　江良　直美
1　決定年月日時　平成29年４月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月21日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部